

近隣府県における大規模排出事業者に対する規制内容の比較

区分	京都府	兵庫県	和歌山県	滋賀県	三重県
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模エネルギー使用事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上 ○大規模運送事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、トラック又はバスが100台以上、タクシーが150台以上の自動車運送事業者 ・府内に路線を有し、保有する車両の総数が150両以上の鉄道事業者 ○その他の温室効果ガス大規模排出事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に伴うものを除き、府内における事業活動に係る温室効果ガスのいずれかの排出の量が二酸化炭素に換算して年間3,000トン以上の事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料、熱および電気の年間使用量が原油換算1,500kL以上である工場等 ○燃料、熱および電気の年間使用量が原油換算500kL以上1,500kL未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置する工場等 ○ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄又は三ふつ化窒素のいずれかの排出量が、二酸化炭素換算で年間3,000トン以上である工場等 ○本県の区域内に使用の本拠がある自動車を一定以上の台数（貨物自動車：100台、バス：100台、タクシー：175台）で事業の用に供している自動車運送事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○前年度のエネルギー使用量の原油換算1,500キロリットル以上である事業者 ○省エネ法（注意1）に規定する連鎖化事業者（フランチャイズ事業等を行っている事業者）のうち、前年度のエネルギー使用量の原油換算1,500キロリットル以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上である事業者 ○従業員が21人以上の事業者であって、年間のエネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量が3,000t-CO2以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種エネルギー管理指定工場等：エネルギーの年度の使用量が原油換算3,000kl以上 ○第二種エネルギー管理指定工場等：エネルギーの年度の使用量が原油換算1,500kl以上
対象者数	246（2019年度）	約650(1,500kL以上) 約400(500kL以上1,500kL未満かつ大防法施設有)	HP等での記載なし	約400	333（2020年度）
任意提出	○	要綱により規定(500kL未満かつ大防法施設有) ※今後制度改正により条例対象となる予定	○	○	○
計画期間	3年間	2013年度基準、2030年度目標	おおむね3～5年間	任意	3年間
基準年度	計画期間初年度の前年度	2013年度(2014年度以降に対象事業者になった場合は、対象となった年度の前年度)	計画期間初年度の前年度	基準年度の前年度、前々年度または過去数年の平均など、事業者が基準年度として適切と考える年度	計画期間初年度の前年度
削減目安	計画期間における年平均増減率 業務：6%、産業：4%、運輸：2%	目標年度は、2030年度 削減率など具体的な数値は記載なし	指針等に記載なし	指針等に記載なし	指針等に記載なし
評価・顕彰制度	○	○	HP等での記載なし	○	HP等での記載なし
行政指導・罰則等	勧告・公表	勧告・公表	勧告・公表	勧告・公表	勧告・公表
提出時期	計画書：9月末、報告書7月末	計画書・報告書：7月末	計画書・報告書：7月末	計画書・報告書：7月末	計画書・報告書：7月末
特徴的な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○制度と関連した事項等 ◇削減目標達成のための補完的手段を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全及び整備 ・府内産の木材の利用 ・再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給 ・グリーン電力証書及びグリーン熱証書の購入 ・温室効果ガス排出量の削減効果分等の購入 ◇特定事業者に対する環境マネジメントシステム導入義務 ◇重点対策の実施率に応じた削減率の優遇措置 ◇超過削減量のバンキング制度 ◇人材認定制度(エコマイスター制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度と関連した事項等 ◇削減目標達成のための補完的手段を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・県内のプロジェクトで創出されたクレジット J-クレジット、グリーン電力証書、グリーン熱証書の購入など ・事業所、兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組 ・「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」（事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会）への寄附 ・環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入） ・県外又は海外における二国間クレジットなどのクレジットの取得等を含む。） ◇500kL以上1,500kL未満かつ大防法施設有の特定事業者を公表対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度と関連した事項等 ◇削減目標達成のための補完的手段を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全及び整備(和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業に基づく認証を受けたものに限る。) ・再生可能エネルギーの利用 ・グリーン電力の購入 ・その他知事が別に定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度と関連した事項等 ◇滋賀銀行と連携したサステナビリティ・リンク・ローンの推進 ◇事業活動を通じた他者の温室効果ガスの排出削減の促進(製品等を通じた貢献量評価手法について手引き等を公開) ◇ヨシメり活動によるCO2回収量の算定ツール ◇優良取組事例の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度と関連した事項等 ◇計画用地球温暖化対策チェックリストの公開